

2018年(平成30年)7月13日(金曜日)

三島駅南口
土地売却

住民監査請求を市監査委員却下

三島市のJR「三島駅南口」求めた住民監査請求について、市監査委員は請求要件（六）は住民訴訟を起す方針。西街区の再開発事業をめぐり、東京急行電鉄への土地売却で市に損害を与えたとして、豊岡武士市長に二億七千三百万円の損失補填を一日付で却下した。

請求人で事業に反対する「三島駅南口の整備を考える市民の会」代表の渡辺豊博さん（六）は住民訴訟を起す方針。

西街区の事業は、市と市土地開発公社が所有している同市一番町の土地〇・三四分を再開発するもので、

市の公募で東急が事業者に選ばれた。東急は二〇二〇年六月の開業に向け地上十四階建て二百室のホテルを建設している。

請求書では〇・三四分のうち公社が保有していた〇・三一分为て、市は公社から土地を買い取って東急に転売する手続きをせず、公社から東急に直接土地を売却させたため、市が得られたはずの二億七千三百万円を失ったと指摘した。

市財政経営部は「土地の価格決定と市長の公社に対する監督のいずれについても適正に行われている」とコメントを出した。

渡辺さんは「門前払い扱いだ。市民の真相究明への思いを無視し、監査委員としての責任と仕事を果たしていない」と批判した。

（佐久間博康）